

2014 年度目録委員会記録 No.10

第 10 回委員会

日時：2015 年 2 月 21 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山、渡邊  
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第Ⅱ部 ユニット P 著作（内容の性質，内容の範囲）（2 ページ-A4、野美山委員）
2. 第Ⅱ部 ユニット P 著作（対象利用者，組織化体系，学位論文情報）（2 ページ-A4、横山委員）
3. 第Ⅱ部 ユニット H 「キャリアに関する事項」案メモ（2 月版）（2 ページ-A4、渡邊委員）
4. 第Ⅱ部 ユニット H キャリアに関する事項（57 ページ-A4、渡邊委員）
5. 第Ⅱ部 ユニット I-L（上位タイトル・責任表示、下位タイトル・責任表示）案の基本方針（確認）（2 ページ-A4、古川委員）
6. 第Ⅱ部 ユニット I タイトル（上位レベル）（第 6 次案）（11 ページ-A4、古川委員）
7. 第Ⅱ部 ユニット J 責任表示（上位レベル）（第 6 次案）（2 ページ-A4、古川委員）
8. RDA の注記に関する検討（15 ページ-A4、平田委員）
9. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット Q 体現形に関する注記の記録（20 ページ-A4、平田委員）
10. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット M.4 個別資料に関する注記の記録（2 ページ-A4、平田委員）
11. 第Ⅲ部 アクセス・ポイント ユニット O 場所に対する典拠形アクセス・ポイント（14 ページ-A4、村上委員）
12. 第Ⅲ部 ユニット O\_場所 メイン文書の変更とコメント（4 ページ-A4、村上委員）
13. 2014 年度第 8 回目録委員会記録（4 ページ-A4）
14. 2014 年度第 9 回目録委員会記録（案）（6 ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認  
2014 年度第 9 回記録案（資料 14）について確認した。

[検討事項]

1. 著作（内容の性質，内容の範囲）について（資料 1）  
野美山委員による資料にもとづき確認、検討を行った。  
・ P.1.1 「資源」は「資料」または「記述対象」とする。

- P.1.1 「～資料の主要な内容の固有の特質を示すものを記録する。例えば～」のようにいったん区切る。「例えば」か「たとえば」かは未決。
- RDA7.2 を参考にして、P.1.1 に「たとえば」として挙げられている法律関係の論文集 (legal articles。資料 1 では「法条」と訳している) や中間報告書 (interim report) が、P.1.3 「記録の方法」の例示に含まれていないのでわかりにくい。別のわかりやすいものに変えてもよい。
- RDA7.2 を参考にして P.1.3 に挙げられている「鳥の鳴き声の野外報告」や「異文化調査」などが、「内容の性質」と言えるのか検討した。ここに記録する情報は、体现形において、内容を推測できない本タイトルに対し、それを補足説明する類のタイトル関連情報に該当するものと考えるとよいかもしい。著作のタイトルには、タイトル関連情報を記録しないので、該当する情報を (そのままの形ではないかもしれないが) このエレメントに記録するものと考えてはどうか。
- これまで NCR にはなかった項目なのでわかりにくいですが、例えば p.164 の 6.7.3.0A 「録音資料」で「収録されている作品に関する一般的事項で必要なものは注記する」とされている「3 幕の歌劇 (ドイツ語)」「民族音楽 現地録音」などに当たるのでは。
- P.1 「内容の性質」の「性質」という用語を再考すべきか。RDA では”nature of the contents”となっている。
- P.1.1 「記録の範囲」に「他のエレメントからは判断できずかつ重要な場合、～を記録する」などを追加する。逆に P.1.3 「記録の方法」からは「重要とみなされる場合」は取る。
- P.1.2 情報源「どの情報からでも採用する」という表現はこのエレメントでは適切でないため、「情報源は～どこでもよい」のように変更する。
- 豊富な記述例を提示する。NCR にない項目のため、とりあえず RDA の例を翻訳して記しているが、日本語の例、英語の例とも表示する。NCR の注記でこの例示に使えるものがあれば盛り込む。例えば、p.84 の 2.7.3.0 「～特別展の展覧図録」、7.7.3.2 「1979 年 4 月 21 日 NHK 放映番組」(「のビデオ録画」は削除) ほか。p.177 の 7.7.3.0A 「テレビドラマ」「児童劇」も挙げたが、これらは著作の「形式」であるという意見もあり。
- P.2.3 「内容の範囲」の例示は「1981 年の統計による」「西ヨーロッパ全体および東ヨーロッパの一部」などとする。RDA の元の英文をそのまま使用し、日本語で別のものを案出してよい。
- 内容の範囲で示す年代は、来歴ではなく内容。例えば、展覧図録ならその開催年月ではなく、展示内容に時代範囲があった場合はその時代。平成に刊行された江戸時代の歴史地図なら、その内容範囲は江戸時代となる。

## 2. 著作 (対象利用者, 組織化体系, 学位論文情報) について (資料 2)

横山委員による資料にもとづき確認、検討を行った。

- P.6.1 「障害」か「障がい」かは、現時点では法律用語でも「害」を使用していることから、「障害」を使用。「碍」は常用漢字でないため使用しない。末尾の「～によって定義される」は条文中なので使用しない。
- P.6.2 情報源は著作の総則でまとめれば各エレメントでは不要となるが、一応現状では

置いておく。

- 著作では、「記録の範囲」「記録の方法」を分ける必要性が薄い。特に「情報源」を立てないことになると、分ける意味がない。小見出しをなくす、あるいは1つだけ立てて「記録の範囲・方法」のような形にするなどしてもよい。
- P.7の見出し (system of organization) は「組織化」と「編成」で迷い、「編成」としている。説明文中では「組織化」を使用しているが、とりあえずこのままで良いこととする。
- P.8の学位論文はサブエレメントの中を分けていたのをサブエレメント1つにまとめた。
- P.8.1「～学位論文として扱う」でなく「～場合は、学位論文情報として記録する。学位論文情報には～がある」とする。
- P.8.2 学位では「博士 (文学)」「博士 (医学)」のように日本での正式名称にそった表現とする。
- P.8.3 学位授与機関に日本の大学の例示も出す。
- P.8.4 学位授与年の例示は少なくてよい。任意追加で「学位が授与された年月日を記録する」にも対応する。

### 3. キャリアに関する事項について (資料 3, 4)

渡邊委員による資料にもとづき確認、検討を行った。

- 資料4の p.14 の H.3.3.1A について、1月委員会の決定から、次のように変更を提案。  
目録用言語が日本語 → 「p」を本則、「ページ」を別法。  
目録用言語が英語 → 「pages」を本則、別法は設けない。
- 別法の組み合わせが4通りになって複雑になるのを避けるため、H.3.3.1A「ページ数等の記録」とH.3.3.1B「数字等の記録」を分けた。
- H.3.3.1A 「leaf」、「column」は「leaves」、「columns」へ修正。例示を日本語と英語を対応させ、並べて表示すると良い。
- H.3.2.4 p. 12 同一内容の複数セットから成る資料の書き方は、「スライド30枚 (同一)」に対し「スライド同一30枚」、「スライド10セット (各12枚) (同一)」に対し「スライド同一10セット (各12枚)」などわかりやすい表現を試行錯誤。最終判断は保留し、コメントを付して他の意見も求める。
- p.41 の H.8.3 書写資料の制作手段で「自筆」だけでなく「肉筆」もあった方が良いか。書写資料である時点で=肉筆のため、不要とした。

### 4. 上位・下位レベルについて (資料 5, 6, 7)

まず古川委員による資料5に基づき、これまでの検討で決まった基本方針について確認。

なお、参考としてNDLによる「内容細目記録範囲の拡大について」からの引用があるが、現状は、通常整理に限り実施し、簡略整理の資料では省略していると委員長から補足説明があった。

次いで資料6, 7にもとづき確認、検討を行った。

- 「タイトル (上位レベル)」I.0.1 カ) の例示中のリポジトリ内の区分については、総称的なものは記録しないという案とした。

- ・I.1.3の別法の書き方について再確認。条文の大部分が同じでも別法ではそのまま繰り返すこととしている。それを避けたい場合には、別法を設定する部分のみ下位の項目立てをする。要検討。
- ・I.1.3の「第…回営業報告書」の回次を省略する例について タイトルの章で NDL がどのように修正したか確認して、結論を出す。
- ・「注記として記録する」とした部分については、注記の章で対応予定であることを確認済。
- ・I.1.1の「記録の範囲」で「～である」を「～を記録する」と修正する必要があるか。このエレメントではこのままでも良い。
- ・責任表示（上位レベル）の J.1.3 の例示では [瀬戸内短期大学] [編] と分けずに [瀬戸内短期大学編]とする。
- ・[ ] の使用について、情報源での表示の有無、出版者としての表示を責任表示として記述するかどうか等により使い分けが必要だが、わかりにくい。現物ではこのように書かれているという説明があると良い。
- ・例示には、非図書、特に録音資料の例を NCR 第 6 章から取り入れる。

#### 5. 注記について（資料 8, 9, 10）

平田委員による資料にもとづき確認、検討を行った。

- ・見出しを他の章と揃え、「体现形の注記に関する記録」から「体现形に関する注記の記録」に変更した。
- ・資料 8 の p.12 の 3.21.2.3 について、キャリア種別の説明と連動しているか、次回までに担当者が確認する。
- ・資料 8 の p.12 の 3.21.2.4 は、単純に継続しないだけでなく、計画された出版が途中で中断された場合に限定されたルールである。キャリア種別に対応する規定があるか、担当者が確認する。
- ・資料 9 の p. 8 の Q.2.4 の責任表示の変化は、ア) イ) ウ)の下位項目不要。～の場合は～する、～の場合は～する、と羅列する書き方で良い。
- ・資料 9 の p.8 の Q.2.4.2 の別法は、別法ではなく任意省略である。
- ・資料 9 の p.8 の Q.2.1 「その関連と共に」→「その役割とともに」と修正する。
- ・Q.10.2 の見出しは「シリーズの誤った順序表示」ではなく「シリーズの正しい順序表示」として、記述するものを見出しとする。これは現状では RDA のシリーズの規定を受けたものである。Q.4.0.1 イ)では逐次刊行物の誤った順序表示が「記録の範囲」に含まれており、シリーズの章構成と異なっている。また、Q.1.2 ではタイトルの誤表示の説明があるが、その他の項目では誤表示の規定があるものとなないものがある。こういった構成について、注記の章の中での整合性、各章との整合性をチェックする必要がある。

#### 6. 場所に対する典拠形アクセス・ポイントについて（資料 11, 12）

村上委員による資料にもとづき確認、検討を行った。

- ・0.2.1.2「一般指針」という項目名は新 NCR では使用していないので、必要なら通則へ盛り込む。また、0.0 の通則は、他の章に倣って「記録の目的」「記録の方法」のような構成とする。

- ・アクセス・ポイントの主題部分が未検討のため、主題としての地名の規定は保留となっている。その旨、コメントとして記録しておく。
- ・架空の地名、歴史的な地名については主題の検討が始まらないと決められない。いずれ検討が必要な旨をコメントとして記録しておく。
- ・読みについて 0.2.2.6 に位置されているが、読みを記録するのかどうかは優先名称の記録ではなく、選択の規定である。また、記録する場合に、日本語読み、母語読みなどからどの読みを採用するのも次の選択となる。
- ・ワカチ書きについては記録の規定となる。ハングルのワカチについても盛り込む。
- ・アクセス・ポイントの別章で地名が付記事項として使われる際の規定案が出来ているが、その元となるのがこの規定である。別章で読みの規定が用意されていても、読みを必ず書くと確定しているわけではないため、この章としての扱いを検討する。
- ・0.2.2.4「言語」の本則と別法は、現在、データ作成機関の優先言語形を本則、日本語形を別法としているが、データ作成機関の優先言語が日本語である場合、本則と別法の差がなくなるので、どちらかを原綴形、どちらかを日本語形という組み合わせにすべきではないか。
- ・0.2.2.4 では「地名が複数の言語形を持つ場合」と「同一名称の異なる形」が混在している。「言語」という見出しでなく、「同一名称の異なる形」のようなものにすべきか。団体での選択の規定案を参照して再考する。
- ・団体は原綴形または日本語形、地名はデータ作成機関の優先言語またはそうでない場合という異なる設定になっているため、整合性をどう取るか検討する。
- ・0.2.2.4 イ)「当該地域に管轄権を有する政府の名称があればそれを選択する」となっているが、管轄権の判断は微妙なケースもある。RDA に倣いつつも、日本語で国名を記述するには外務省の資料を参考にするなどの対応が必要か。このような問題があることを認識し、コメントとして記録しておく。
- ・中国語の読みをカタカナとピンインのどちらで表記するか。NDL ではカナ読みを想定しているが、団体の章ではあえてどちらを採用するとは明確に書いていない。データ作成機関の事情に応じてどちらでも対応可能なようにしている。
- ・読みの例示に、現状ではカナ読みしかないため、ピンイン形も例として出す。

次回以降の委員会の予定

3月14日(土)

以上